

# 企画競争実施の公示

令和4年8月4日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書を受け付けます。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「山陰への誘客促進に向けたゲートウェイ戦略策定事業」

### (2) 業務内容

別紙「説明書」による

### (3) 履行期限

令和5年3月10日（金）

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

住所：〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail：sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL：0859-21-1502 / FAX：0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制

- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和4年8月15日（月）17時00分（必着）

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
- ・概算予算額：1,000万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由があっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、（一社）山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、（一社）山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、（一社）山陰インバ

ウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として企画提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、（一社）山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は（一社）山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.（1）に同じ（担当：森本）
  - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
  - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.（3）に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「山陰への誘客促進に向けたゲートウェイ戦略策定事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和5年3月10日

## 3. 業務の目的

コロナ禍前、山陰地域のゲートウェイとして「米子鬼太郎空港」を利用するインバウンド客を中心に誘客の取組を進めてきたが、2019年に山陰地域（鳥取県・島根県）に宿泊した外国人旅行者は延べ29万人泊であり、周辺地域（近畿3,300万人泊、九州870万人泊等）と比べて非常に少ない値であった。本事業は、コロナ禍後、地方空港への国際線の再開見通しが立たない状況の中、2025年の大阪・関西万博開催等を見据え、関西圏や首都圏、山陽圏等をゲートウェイとして山陰への誘客を図る方策を検討し、戦略を策定するものである。

## 4. 業務の内容

### ①山陰地域への流入状況分析

入手可能な既存データ等を活用し、コロナ禍前（訪日客が多く来ていた2018～2019年）のデータを主に使用し、主に首都圏、関西圏、山陽圏、九州圏等、他地域から山陰への流入状況等、外国人観光客の動態分析を行う。

（分析対象地域）

- ・日本国内（主に首都圏、関西圏、山陽圏、九州圏）と山陰の間の移動

（ターゲット）

- ・ **欧米豪系、東アジア**

（活用データ例）

- ・ 宿泊旅行統計（観光庁）
- ・ FF-Data（国土交通省）
- ・ RESAS（地域経済分析システム）
- ・ 携帯電話位置情報データ（RESAS上のモバイル空間統計データ等）
- ・ 山陰インバウンド機構のデジタルパスデータ（VSTP(Visit San'in Tourist Pass)及び、DAJP(Discover Another Japan Pass)等）の利用者データ
- ・ その他、これまでの山陰インバウンド機構の取組に関する報告書等

## ②訪日外国人の山陰地域に関する意識調査

ターゲット国に居住する外国人や外国人の観光動向に詳しい人を対象として、アンケート調査又はヒアリング調査を行い、コロナ後の外国人観光客の意識やニーズの変化について把握する。主なターゲット国として欧米豪・東アジアの国・地域を想定し、旅行者属性、山陰地域の認知度・訪問希望、訪日旅行で期待すること（山陰地域の特性に合うもの）、コロナ後の意向等を把握する。

（調査手法）

- ・外国人対象アンケート調査（500 サンプル）又はヒアリング調査（20 カ所程度）

## ③ゲートウェイとなる各地域の意向・状況把握

調査結果を踏まえ、山陰地域のゲートウェイと想定する首都圏、関西圏、山陽圏、四国圏、九州圏の主要空港や観光案内所、各県、DMO、自治体・観光協会等に対するアンケート及びヒアリング調査を実施し、各地を訪れる外国人観光客のニーズや山陰地域への周遊可能性を把握する。

（調査手法）

- ・自治体・DMO 等アンケート調査
- ・ヒアリング調査（30 カ所程度）

## 5. 山陰地域のゲートウェイ戦略の策定

調査結果及びゲートウェイ側の状況を踏まえ、2025 年の大阪・関西万博等のイベントを見据えた山陰地域への外国人誘客戦略（ゲートウェイ戦略）を策定する。戦略はゲートウェイごと、対象国・地域ごとに整理し、コロナ禍によるニーズの変化や山陰の優位性、ポテンシャルを踏まえたものとする。

## 6. 目標と成果の指標

【アウトプット】

調査の結果明らかにする項目 2 件

【アウトカム】

（DiscoverAnotherJapanPass を活用した）周遊促進戦略の策定（令和 5 年度に取り組む事業計画の策定） 2 件

## 7. 成果物の提出等

### （1）成果物

- ・事業実施報告書（A 4 版） 5 部（紙媒体）、及びその電子データ
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

### （2）提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

### （3）提出期限

令和 5 年 3 月 1 0 日（金）

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

## 8. その他

- (1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」 「DISCOVER ANOTHER JAPAN」 のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること